

# 離婚届記入例

消せるボールペンは使用しないでください。

## 離婚届

令和 6 年 7 月 1 日届出  
上越市長 殿

|  |             |      |      |     |    |
|--|-------------|------|------|-----|----|
|  | 受理 令和 年 月 日 | 第 号  |      |     |    |
|  | 書類調査        | 戸籍記載 | 記載調査 | 調査票 | 附票 |

|      |                |  |          |  |          |            |     |
|------|----------------|--|----------|--|----------|------------|-----|
|      | (よみかた)         | 夫  | じょうえつ    | たろう  | 妻        | じょうえつ      | はなこ |
| (1)  | 氏名             | 上越   | 太郎       | 上越   | 花子       |            |     |
|      | 生年月日           | 平  | 56年4月29日 | 平  | 54年9月26日 |            |     |
|      | 住所             | 新潟県上越市木田1丁目  |          | 新潟県上越市安塚区安塚  |          |            |     |
|      | (住民登録をしているところ) | 1 番地 3 号   |          | 722 番地 3 号   |          |            |     |
|      | 世帯主の氏名         | 上越 太郎  |          | 妙高 春男  |          |            |     |
| (2)  | 本籍             | 新潟県上越市木田1丁目1 番地  |          | 上越 太郎  |          |            |     |
|      | 筆頭者の氏名         | 上越 太郎  |          |  |          |            |     |
|      | 父母及び養父母の氏名     | 夫の父  | 上越 夏太    | 続き柄  | 妻の父      | 妙高 春男      | 続き柄 |
|      | 父母との続き柄        | 母  | 高田 秋子    | 長 男  | 母        | 冬美         | ニ 女 |
|      | 養父母の続き柄        | 養父   | 上越 民子    | 続き柄  | 養父       |            | 続き柄 |
|      | 養母             | 上越 民子  | 養子       | 養母   |          | 養女         |     |
| (3)  | 離婚の種別          | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚   |          | <input type="checkbox"/> 和解                                    |          | 令和 年 月 日成立 |     |
|      |                | <input type="checkbox"/> 調停  |          | <input type="checkbox"/> 請求の認諾                                 |          | 令和 年 月 日認諾 |     |
|      |                | <input type="checkbox"/> 審判  |          | <input type="checkbox"/> 判決                                    |          | 令和 年 月 日確定 |     |
| (4)  | 婚姻前の氏にもどる者の本籍  | <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる   |          | <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる |          |            |     |
|      |                | <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる   |          | <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる |          |            |     |
| (5)  | 未成年の子の氏名       | 夫が親権を行う子   | 上越 一郎    | 妻が親権を行う子   | 上越 桃子    |            |     |
| (6)  | 同居の期間          | 昭令 26 年 10 月から (同居を始めたとき)  |          | 昭平 5 年 5 月まで (別居したとき)  |          |            |     |
| (7)  | 別居する前の住所       | 新潟県上越市木田一丁目1 番地  |          | 上越 太郎  |          |            |     |
| (8)  | 別居する前の世帯のおもな仕事 | <input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br><input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br><input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br><input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br><input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 |          |  |          |            |     |
| (9)  | 夫妻の職業          | 夫の職業   |          | 妻の職業   |          |            |     |
| (10) | 届出人署名          | 夫  | 上越 太郎    | 妻  | 上越 花子    |            |     |
|      | 事件簿番号          |  |          |  |          |            |     |
|      | 住所を定めた年月日      | 夫  | 昭平 年 月 日 | 妻  | 昭平 年 月 日 |            |     |
|      | 連絡先            | 電話 090-(x x x x)-x x x x   |          | 自宅・勤務先 [ 携帯 ]  |          |            |     |

**【届出日】**  
届け出る日付を記入します。

**【住所】**  
離婚届出をする時の住民票の住所を記入します。離婚届出と同時に住所変更(住民異動届)をする場合は、新しい住所を記入します。

**【父母の氏名・続き柄】**  
父母が死亡、離婚していても記入します。養子になっている場合は、養父母も記入します。

**【婚姻前の氏にもどる者の本籍】**  
離婚届出により、配偶者(戸籍の筆頭者ではない方)は、夫婦の戸籍から除籍されます。右の枠内をご確認ください。

**【同居の期間】**  
**【別居する前の住所】**  
「同居を始めたとき」は、結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早い方を記入します。別居前の場合は、「別居したとき」や「別居する前の住所」は空欄となります。

別居前の世帯で、一番収入が多かった人の仕事に✓をします。

**【署名】**  
夫と妻が自分で書いてください。押印は任意です。(なくてもかまいません。)

**【連絡先】**  
日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

## お持ちいただくもの

- 窓口に来られる方の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど(顔写真のついた官公署発行の証明書など)
- 裁判離婚のときは、右の枠内の書類が必要です。

## 裁判離婚 必要書類

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 調停離婚<br>審判離婚<br>和解離婚<br>認諾離婚<br>判決離婚 | 調停調書の謄本<br>審判書の謄本、確定証明書<br>和解調書の謄本<br>認諾調書の謄本<br>判決書の謄本、確定証明書 |
|--------------------------------------|---|

|             |                       |    |                        |   |  |  |  |
|-------------|-----------------------|----|------------------------|---|--|--|--|
|             | 証人 (協議離婚のときだけ必要です)    |    |                        |   |  |  |  |
| 署名 (※押印は任意) | 上越 夏太                 | 印  | 妙高 春男                  | 印 |  |  |  |
| 生年月日        | 大平 30年6月5日            | 大平 | 31年7月20日               |   |  |  |  |
| 住所          | 新潟県上越市中央一丁目 16 番地 1 号 |    | 新潟県上越市安塚区安塚 722 番地 3 号 |   |  |  |  |
| 本籍          | 新潟県上越市中央一丁目 16 番地     |    | 新潟県安塚区安塚 722 番地        |   |  |  |  |

**【証人】**※協議離婚の場合18歳以上の証人が2人必要です。父母、兄弟、親戚、友人など、どなたでも証人になることができます。裁判離婚のときは不要です。

**【署名】**  
証人が自分で書いてください。押印は任意です。

## 婚姻前の氏にもどる者の本籍

配偶者の離婚後の氏(名字)や本籍について、以下の3つの方法から選択します。

- |          |                 |   |
|----------|-----------------|---|
| 婚姻前の氏に戻る | 婚姻前の戸籍(親など)に戻る  | → 戻る戸籍の本籍・筆頭者氏名を記入します                     |
|          | 自分が筆頭者の新しい戸籍を作る | → 本籍・婚姻前の氏名を記入します                         |
| 婚姻時の氏のまま | 自分が筆頭者の新しい戸籍を作る | → この欄には記入しません。別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出します。 |

## お届け時のご注意

- 1 休日・夜間の提出**  
木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にもお届けをお預かりしています。書き漏れや書き間違いなどがあった場合のため、日中連絡の取れる連絡先を必ずご記入ください。
- 2 お子さまの戸籍**  
父母が離婚をしても、お子さまの戸籍は変わりません。お子さまが父もしくは母と同じ戸籍に入るには、家庭裁判所の許可を得て、入籍の届出をする必要があります。
- 3 住所変更**  
離婚届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届(住所変更)」の手続きが必要です。平日の日中であれば、離婚届出と同時に手続きいただけます。  
**必要なもの** ①住民異動届(窓口、市 HP にあります) ②転出証明書(他市町村からの転入の場合)
- 4 下記の場合はお問合せください**  
出産予定日が離婚後 300 日以内の方は、お近くの窓口へご相談ください。

## 未成年のお子さまがいる場合

未成年のお子さまがいる場合は、面会交流や養育費の分担など、子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合は、子の利益を最も優先して考えなければなりません。

未成年の子がいる場合には、次の□にあてはまるものに✓をつけてください。  
(面会交流)  
 取り決めをしている。  
 まだ決めていない。  
(養育費の分担)  
 取り決めをしている。  
 まだ決めていない。



取決め方法:  公正証書  それ以外